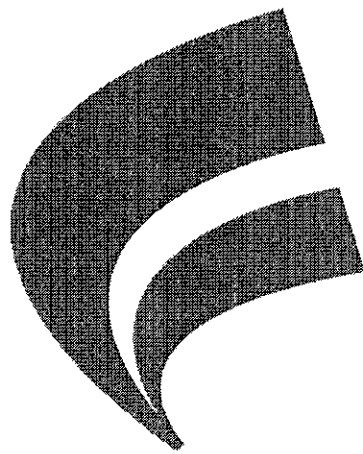


令和3年度 教育委員会

(第2回定例会)

開催日 令和3年5月12日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和3年度5月定例教育委員会会議日程

日 時 令和3年5月12日(水)午後2時00分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(5月議事録：久保田職務代理、中島委員)

4 教育長の報告

5 各課からの報告

6 議事

議案第2号

笛吹市立図書館条例の一部を改正する条例、笛吹市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

7 その他

8 閉会

次回定例教育委員会 令和3年6月3日(木)
午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

議案第2号（5月）

笛吹市立図書館条例の一部を改正
する条例、笛吹市立図書館条例施行
規則の一部を改正する規則について

図書館

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 図書館

<p>題名</p>	<p>(平成 16 年 笛吹市条例第 99 号) (平成 16 年 教育委員会規則第 19 号) 笛吹市立図書館条例の一部を改正する条例 笛吹市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>境川図書室の貸出返却予約業務を境川支所に移管し、境川図書室を廃止することに伴い、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>条例第 2 条の表、施行規則別表及び施行規則様式第 3 号から、境川図書室を削る。</p>
<p>経過</p>	<p>境川図書室は、市内の他の図書館に比べて蔵書数及び利用者が少なく、現在は週 1 回土曜日のみ開館している。 昨年 12 月、市立図書館の今後の方向性について懸案協議を行った結果、図書資料の貸出返却予約業務を境川支所に移管し、住民サービスを維持しつつ、境川図書室は廃止するとの結論に至った。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 3 年度当初予算 図書館システム端末移設業務委託料 44 千円 (境川図書室から境川支所へ端末を移設)</p>
<p>その 他</p>	<p>なし</p>

議案第 号

笛吹市立図書館条例の一部改正について

笛吹市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市立図書館条例の一部を改正する条例

笛吹市立図書館条例(平成16年笛吹市条例第99号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「図書館(室)」を「図書館」に改め、同項の表笛吹市境川図書館の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年7月 日から施行する。

提案理由

境川図書館の貸出返却予約業務を境川支所に移管し、境川図書館を廃止することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市立図書館条例(平成16年笛吹市条例第99号)新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第2条 図書館 の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 図書館(室) の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
笛吹市石和図書館	笛吹市石和町広瀬626番地1	笛吹市石和図書館	笛吹市石和町広瀬626番地1
笛吹市一宮図書館	笛吹市一宮町末木921番地1	笛吹市一宮図書館	笛吹市一宮町末木921番地1
笛吹市八代図書館	笛吹市八代町南527番地	笛吹市八代図書館	笛吹市八代町南527番地
笛吹市春日居ふるさと図書館	笛吹市春日居町寺本155番地1	笛吹市境川図書館	笛吹市境川町三柵3番地
笛吹市御坂図書館	笛吹市御坂町夏目原744番地	笛吹市春日居ふるさと図書館	笛吹市春日居町寺本155番地1
2・3 (略)		笛吹市御坂図書館	笛吹市御坂町夏目原744番地
2・3 (略)		2・3 (略)	

笛吹市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市立図書館条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「開館時間」を「休館日」に改める。

第4条第1項の表境川図書室の欄を削る。

別表中「図書館(室)」を「図書館」に、

「

境川図書室	休日 日曜日月曜日	12月28日から翌年の1月5日まで	
春日居ふるさと図書館	(1) 月曜日(この日が休日である場合は除く。) (2) 休日の翌日(この日が日曜日又は土曜日である場合は除く。)	12月27日から翌年の1月5日まで	毎月末日(この日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たる場合は、これらの日以外で当該月内において末日に最も近い日)

」を

「

春日居ふるさと図書館	(1) 月曜日(この日が休日である場合は除く。) (2) 休日の翌日(この日が日曜日又は土曜日である場合は除く。)	12月27日から翌年の1月5日まで	毎月末日(この日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たる場合は、これらの日以外で当該月内において末日に最も近い日)
------------	--	-------------------	---

」に

改める。

様式第 3 号中 「 笛吹市境川図書室 tel 055—266—2014 fax 055
笛吹市春日居ふるさと図書館 tel 0553—26—2283
—266—2153
fax 0553—26—5005 」 を「笛吹市春日居ふるさと図書館 tel 0553—26
—2283 fax 0553—26—5005 」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 日から施行する。

笛吹市立図書館条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第19号)新旧対照表

改正案	現行																																																				
<p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、別表のとおりとする。</p> <p>2 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、前項に規定する<u>休館日</u>を臨時に変更することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 図書館の休館日は、別表のとおりとする。</p> <p>2 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、前項に規定する<u>開館時間</u>を臨時に変更することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>石和図書館</th> <th>一宮図書館</th> <th>春日居ふるさと図書館</th> <th>八代図書館</th> <th>御坂図書館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>10:00~21:00 1:00</td> <td>9:30~(水・金)17:00</td> <td>10:00~19:00</td> <td>10:00~17:00</td> <td>10:00~18:00</td> </tr> <tr> <td>平日(火・木)</td> <td></td> <td>9:30~19:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土日</td> <td>9:00~17:00</td> <td>9:30~17:00</td> <td>10:00~17:00</td> <td>10:00~17:00</td> <td>9:00~17:00</td> </tr> </tbody> </table>		石和図書館	一宮図書館	春日居ふるさと図書館	八代図書館	御坂図書館	平日	10:00~21:00 1:00	9:30~(水・金)17:00	10:00~19:00	10:00~17:00	10:00~18:00	平日(火・木)		9:30~19:00				土日	9:00~17:00	9:30~17:00	10:00~17:00	10:00~17:00	9:00~17:00	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>石和図書館</th> <th>一宮図書館</th> <th>春日居ふるさと図書館</th> <th>八代図書館</th> <th>境川図書室</th> <th>御坂図書館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>10:00~21:00 1:00</td> <td>9:30~(水・金)17:00</td> <td>10:00~19:00</td> <td>10:00~17:00</td> <td>10:00~17:00</td> <td>10:00~18:00</td> </tr> <tr> <td>平日(火・木)</td> <td></td> <td>9:30~19:00</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土日</td> <td>9:00~17:00</td> <td>9:30~17:00</td> <td>10:00~17:00</td> <td>10:00~17:00</td> <td>10:00~17:00(土)</td> <td>9:00~17:00</td> </tr> </tbody> </table>		石和図書館	一宮図書館	春日居ふるさと図書館	八代図書館	境川図書室	御坂図書館	平日	10:00~21:00 1:00	9:30~(水・金)17:00	10:00~19:00	10:00~17:00	10:00~17:00	10:00~18:00	平日(火・木)		9:30~19:00					土日	9:00~17:00	9:30~17:00	10:00~17:00	10:00~17:00	10:00~17:00(土)	9:00~17:00
	石和図書館	一宮図書館	春日居ふるさと図書館	八代図書館	御坂図書館																																																
平日	10:00~21:00 1:00	9:30~(水・金)17:00	10:00~19:00	10:00~17:00	10:00~18:00																																																
平日(火・木)		9:30~19:00																																																			
土日	9:00~17:00	9:30~17:00	10:00~17:00	10:00~17:00	9:00~17:00																																																
	石和図書館	一宮図書館	春日居ふるさと図書館	八代図書館	境川図書室	御坂図書館																																															
平日	10:00~21:00 1:00	9:30~(水・金)17:00	10:00~19:00	10:00~17:00	10:00~17:00	10:00~18:00																																															
平日(火・木)		9:30~19:00																																																			
土日	9:00~17:00	9:30~17:00	10:00~17:00	10:00~17:00	10:00~17:00(土)	9:00~17:00																																															
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>																																																				

別表(第3条関係)

図書館 の 名 称	図書館(室)の名			休館日		
	定休日	年末年始 から翌年 の1月5日 まで	館内整理日・職員 研修日	特別整 理期間		
石和図書館	月曜日(この日が国民 の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178 号)に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その 翌日)	12月28日 から翌年 の1月5日 まで	毎月末日(この日 が土曜日又は日 曜日に当たる場 合は、これらの日 以外で当該月内 において末日に 最も近い日)	毎年1回 (10日以 内にお いて館 長の定 める日)		
一宮図書館	(1) 月曜日(5月4日 又は同月5日が月曜 日に当たるときは 同月6日、11月3日 が 月曜日に当たると きは同月4日) (2) 休日(5月4日、同 月5日及び11月3日 は除く。)	12月28日 から翌年 の1月5日 まで	毎月末日(この日 が土曜日又は日 曜日に当たる場 合は、これらの日 以外で当該月内 において末日に 最も近い日)			
八代図書館	休日 月曜日	12月28日 から翌年 の1月5日				

別表(第3条関係)

図書館(室)の名 称	図書館(室)の名			休館日		
	定休日	年末年始 から翌年 の1月5日 まで	館内整理日・職員 研修日	特別整 理期間		
石和図書館	月曜日(この日が国民 の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178 号)に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その 翌日)	12月28日 から翌年 の1月5日 まで	毎月末日(この日 が土曜日又は日 曜日に当たる場 合は、これらの日 以外で当該月内 において末日に 最も近い日)	毎年1回 (10日以 内にお いて館 長の定 める日)		
一宮図書館	(1) 月曜日(5月4日 又は同月5日が月曜 日に当たるときは 同月6日、11月3日 が 月曜日に当たると きは同月4日) (2) 休日(5月4日、同 月5日及び11月3日 は除く。)	12月28日 から翌年 の1月5日 まで	毎月末日(この日 が土曜日又は日 曜日に当たる場 合は、これらの日 以外で当該月内 において末日に 最も近い日)			
八代図書館	休日 月曜日	12月28日 から翌年 の1月5日				

春日居ふるさと図書館	(1) 月曜日(この日が休日である場合は除く。) (2) 休日の翌日(この日が日曜日又は土曜日である場合は除く。)	12月27日から翌年の1月5日まで	毎月末日(この日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、これらの日以外で当該月内において末日に最も近い日)	12月28日から翌年の1月5日まで	毎月末日(この日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、これらの日以外で当該月内において末日に最も近い日)
		12月28日から翌年の1月5日まで	毎月末日(この日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、これらの日以外で当該月内において末日に最も近い日)	12月28日から翌年の1月5日まで	毎月末日(この日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、これらの日以外で当該月内において末日に最も近い日)
御坂図書館	水曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)	12月28日から翌年の1月5日まで	毎月末日(この日が土曜日又は日曜日に当たるときは、これらの日以外で当該月内において末日に最も近い日)	12月28日から翌年の1月5日まで	毎月1回(10日以内)において館長の定める日)
境川図書館	休日 日曜日 月曜日				

(新)

様式第3号(第6条、第10条、第12条関係)

(表)

笛吹市立図書館利用カード	
なまえ	バーコード

(裏)

- 図書館を利用するときは、このカードをお持ちください。
- 住所、電話番号等が変わったときは、お知らせください。
- このカードを紛失、又は汚損したときは届け出てください。
- このカードは登録者本人のみ利用できます。
- このカードを拾われた方はお手数ですが、図書館に御連絡ください。

笛吹市立図書館(笛吹市教育委員会)

笛吹市石和図書館 tel 055-262-5962 fax 055-262-5967

笛吹市一宮図書館 tel 0553-47-5220 fax 0553-47-7117

笛吹市八代図書館 tel 055-265-4011 fax 055-265-4537

笛吹市春日居ふるさと図書館 tel 0553-26-2283 fax 0553-26-5005

笛吹市御坂図書館 tel 055-263-0363 fax 055-263-1203

(旧)

様式第3号(第6条、第10条、第12条関係)

(表)

笛吹市立図書館利用カード		
なまえ	[]	バーコード

(裏)

- 図書館を利用するときは、このカードをお持ちください。
- 住所、電話番号等が変わったときは、お知らせください。
- このカードを紛失、又は汚損したときは届け出てください。
- このカードは登録者本人のみ利用できます。
- このカードを拾われた方はお手数ですが、図書館に御連絡ください。

笛吹市立図書館(笛吹市教育委員会)

笛吹市石和図書館 tel 055-262-5962 fax 055-262-5967

笛吹市一宮図書館 tel 0553-47-5220 fax 0553-47-7117

笛吹市八代図書館 tel 055-265-4011 fax 055-265-4537

笛吹市境川図書室 tel 055-266-2014 fax 055-266-2153

笛吹市春日居ふるさと図書館 tel 0553-26-2283 fax 0553-26-5005

笛吹市御坂図書館 tel 055-263-0363 fax 055-263-1203